

保護者の皆様へ

〒183-0005 府中市若松町 4-27-6

わらしこ保育園

園長 左合 弓美

TEL:042-369-2622

FAX:042-336-1855

～延長保育の利用について～

延長保育は、わらしこ保育園の事業のひとつとして、勤務時間と通勤でお迎えが18時を過ぎる方を対象に実施しています(18時～19時)。提出していただく書類や利用方法をご理解の上ご利用いただけますようお願い申し上げます。

利用方法

- ・ 延長保育を希望される方は、事前に必ず申請書を提出してください。
- ・ 内容に変更がある時(月ぎめから日割り、日割りから月ぎめなど)は、月初めまでに事務所に届けを記入、提出してください。
- ・ 延長利用日については、ノートまたは口頭で日々お知らせください。また、急な申し込みは5時までにご連絡いただけますようお願いいたします。
- ・ 延長保育を申し込んでいない方も、お迎えが6時を過ぎた場合は、延長保育の利用料金に基づき徴収させていただきます。なお、6時を過ぎますと、職員は延長保育対応の配置となりますので、一緒に補食を食べていただくこととなります。ご了承ください。
- ・ 閉園時間の7時までのお迎えにご協力をお願いします。

2013年(平成25)3月

わらしこ保育園 延長保育利用について

保護者の皆様

わらしこ保育園の延長保育は、わらしこ保育園規則に基づき、次の通りとします。
なお、延長保育の利用を希望される場合は、別の書式により園と契約を結び、所定の利用料をお支払いいただくことになります。

1. 通常開園時間

通常は、午前7時00分から午後6時00分までの11時間です。

2. 延長保育

- ・ 延長保育は、午後6時00分から午後7時00分の1時間です。
- ・ この時間の保育を必要とする場合、以下の保育料が必要です。

3. 延長保育料

	月ぎめの利用 1ヶ月の利用料	短時間・その日の利用 1時間当たりの利用料
0歳児クラス	6,000円	500円
1～3歳児クラス	4,500円	400円
4～5歳児クラス	4,000円	350円

○日割りの契約の場合、30分以内の利用は半額となります。

4. 利用料の支払い

申し込みを行った利用者に、集金袋をお渡しします。職員または事務所に直接お支払いください。(クラスのポケットには入れないでください。)

規定の時間を過ぎての利用はできません。7時までのお迎えのご協力をお願いいたします。

5. 利用期間

2013年(平成25)4月1日より2014年(平成26)3月31日

わらしこ保育園

園長 左合 弓美

わらしこ保育園 延長保育申込書

年 月 日

わらしこ保育園 園長殿

下記の児童について延長保育が必要なので申し込みます。

申込者 _____

延長保育の申込時間 午後6時00分～午後 時 分(分)	
延長保育を必要とする理由	
延長保育を必要とする期間 1. 毎日 2. 月 日 ~ 月 日(日間) 3. 必要に応じて	

延長保育利用についての契約書

以下の児童の延長保育について、必要を認め、園は保育を実施し、保護者は園が定めたその費用を負担することを確認したので以下の通り契約する。

1. 延長保育を必要とする児童

氏名 _____ クラス _____

2. 延長保育時間

午後6時00分 ~ 午後 時 分

3. 延長保育の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 利用形態および利用料

月額 _____ 円

日額 _____ 円

5. 契約の月日

年 月 日

契約者 保護者 住所 _____
氏名 _____ 印

保育園 住所 東京都府中市若松町4-27-6 印
代表者 わらしこ保育園 園長 左合弓美